平成２７年（フ）第２２号
福島県石川郡平田村大字鴇子字入ノ坂119番地の２
債務者　吉田　明美
１　決定年月日時　平成27年６月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２７年（フ）第１２３号
岐阜県羽島市正木町曲利249番地　ソレイユルヴァンＣ102号室
債務者　中島　直美
１　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第５１号
岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の96　市営住宅３棟314号
債務者　南家　　翠
１　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２７年（フ）第３３８号
神戸市長田区大橋町４丁目４番18―609号
債務者　平田哲男こと　黄　　鐘煥
１　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３６５号
神戸市兵庫区羽坂通４丁目１番１―408号
債務者　松本　一功
１　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第３９２号
神戸市長田区西丸山町３丁目３番５―302号
債務者　伊山　慶造
１　決定年月日時　平成27年６月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１７３号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目45番地の30　ボアヴィラージ東園田103号、前住所兵庫県尼崎市食満５丁目23番10―202号
債務者　森田　　孝
１　決定年月日時　平成27年６月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２６８号
広島市西区南観音７丁目４番22―604号
債務者　橋本　敬次
１　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第３４５号
広島県山県郡北広島町小原459―１、住民票上の住所広島市東区中山西１丁目１番２号
債務者　石橋　賢治
１　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１０４０号
大阪市西区本田４丁目４番18―606号
債務者　上野　　藍
１　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年９月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８２４号
大阪府守口市大久保町３丁目10番14号、前住所大阪府寝屋川市成田東町３番20号
債務者　山﨑　完二
１　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年８月４日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２０４２号
大阪市平野区瓜破東１丁目６番２―304号
債務者　加世田秀一
１　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月29日まで
５　免責審尋期日　平成27年８月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０７号
静岡県浜松市西区大山町3827番地
債務者　髙倉　政広
１　決定年月日時　平成27年６月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１７４号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪11番地の２
債務者　和田　統夫
１　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１７５号
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪11番地の２
債務者　和田　弘子
１　決定年月日時　平成27年６月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年７月31日まで
５　免責審尋期日　平成27年７月31日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第３９２号
東京都八王子市長房町630番地４第２長房コーポ８号
債務者　清野　工起
１　決定年月日時　平成27年６月８日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成27年８月５日まで
５　免責審尋期日　平成27年８月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部